

平成 28 年 1 月 26 日 株式会社日本政策金融公庫 さいたま支店

「平成28年1月の降雪による被害を受けられた農業者等の皆さまの相談窓口」を設置しました

日本政策金融公庫(略称:日本公庫)さいたま支店農林水産事業では、1月26日付けで「平成28年1月の降雪による被害を受けられた農業者等の皆さまの相談窓口」を以下のとおり設置しました。本災害により被害を受けられた農業者等の皆さま方に対し、心からお見舞い申し上げます。

相談窓口	お問い合わせ先				
さいたま支店 電話番号 048-645-5462					
農林水産事業	所 在 地 さいたま市大宮区宮町1-109-1 大宮宮町ビル6階				

日本公庫は、被害を受けられた方を対象に、公庫資金のご融資やご返済に関する相談に 政策金融機関として迅速かつきめ細やかな対応を行っていきます。

【主な資金制度】

資金名	資金の使いみち (※1)	融資限度額	返済期間 (据置期間)	利率 (※2)		
農林漁業施設資金(災害復旧施設)	災害を原因とする農林漁 業施設の被害の復旧に必 要な資金	負担額の 80%又は 300万円 (特例 600 万円 (※3)) のい ずれか低い額	15 年以内 (3 年以内)	0. 45%以内		
農林漁業 セーフティネット 資金(災害)	災害を原因とする売上や 所得の減少など一定の要 件を満たす農林漁業者の 方が、経営の安定を図る ために必要な資金	【一般】 600万円以内 【特認】(※4) 年間経営費等の 3/12以内	10 年以内 (3 年以内)	0. 30%以内		

- ※1 災害を原因としてこれらの資金をご利用いただく場合には、市町村長が発行する「罹災証明書」が必要となります。
- ※2 利率は平成28年1月21日現在のものです。金利情勢により変動します。
- ※3 融資限度額を引き上げなければ当該災害復旧の実施が困難と認められる場合に適用されます。
- ※4 簿記記帳を行っている方に限り、経営規模等から融資限度額の引き上げが必要と認められる場合に 適用されます。